

公共育成牧場の現状と将来

帯広畜産大学教授 天間 征

一 酪農近代化計画と草地改良事業

このところ北海道の酪農地域と目されるところでは、いろいろな形で草地造成事業が進められている。開拓パイロット事業による草地造成、国営や道営事業による公共育成牧場の建設、あるいは団体営による小規模な共同利用草地の造成などである。ひとつの町村のなかで、これらのさまざま名前前の草地造成が進められ、まさに草地造成ブームの観を呈している。

このような草地造成事業は五〇〜七五割の国庫補助という手厚い保護を与えられており、このことが末端市町村や酪農民の草地造成熱を高めているということもたしかにあるが、それにも増して北海道の酪農がかったの「飼料作物型酪農」から「草地型酪農」へと大幅な技術的転換をしているというすう勢の影を見逃すことはできない。

国の農政の重要な柱として酪農近代化計画があることは広く知られているが、現在の草地造成事業は、この計画達成の最も重

要な手段としての意義を担うものである。

北海道をはじめ各県・市町村とも国段階の酪農近代化計画の地方版としての、それぞれの細分化された酪農近代化計画をもっている。そしてその計画に従って草地造成の補助事業が認められているのであるから、現在の北海道の草地造成事業を展望するとき、「北海道酪農近代化計画」について触れないわけにはいかない。

この計画の目指すところを要約すると次の三点である。

- ① 酪農経営類型を、酪農專業経営、酪農畑作経営、畑作酪農経営の三類型にわけ、成牛飼養頭数をそれぞれ一七頭、二頭、七頭とし、一頭当り生産乳量を四、五〇〇キログ、所得率三三割、乳飼率一七〜一八割、所得目標二二〇〜一五〇万円とする。
- ② 目標年次である昭和四六年始めに乳牛頭数六一万頭、四六年末に六九万頭とする。
- ③ 飼料自給率を八八割とし、個別農家の飼料畑の増反、草地改良事業及び開拓パイロット事業などにより、これを達成す

る。

この酪農近代化計画のうち、公共的施策の直接的介入によって達成されねばならぬのは、③の草地造成であり、間接的介入としては六九万頭という頭数の獲得である。農業計画というものは、最終的には農家の努力によって達成されねばならぬものであるが、さりとて国がほうっておいても達成されるものならばわざわざ国段階の計画を立てる必要はない。個々の農民が、目標を達成しやすいような環境を作ることが、計画立案者の責任である。

個別酪農民が①にのべられているような経営目標を達成しやすいような環境を与えるための施策が、開拓パイロット事業や草地改良事業となって現在われわれの目にふれているわけである。近代化計画の草地造成目標によると、昭和四一年（計画基準年）に約四四万六千頭ある草地を（飼料畑、牧草地、野草地よりなる）、目標年たる四六年には約五八万九千頭にまで増加することになっており、特に牧草地の造成に主力がおかれている（約九九・六千頭→二九〇千

牧草と園芸 十月号 目次

公共草地特集

頁

□五十嵐専務

草地功労者として表彰さる

表二

□昭和四十三年度 日本草地学会

秋期大会開かれる…

表三

■公共育成牧場の

現状と将来……………天間 征

一

■ニュージーランドの

酪農と草地……………

六

□現地ルポ

サイレージ通年給与方法

により乳量増大…兼子 達夫

八

■十勝中部地区

国営大規模草地の

利用管理について

……………小崎 正勝

一〇

□現地ルポ

天北西部地区

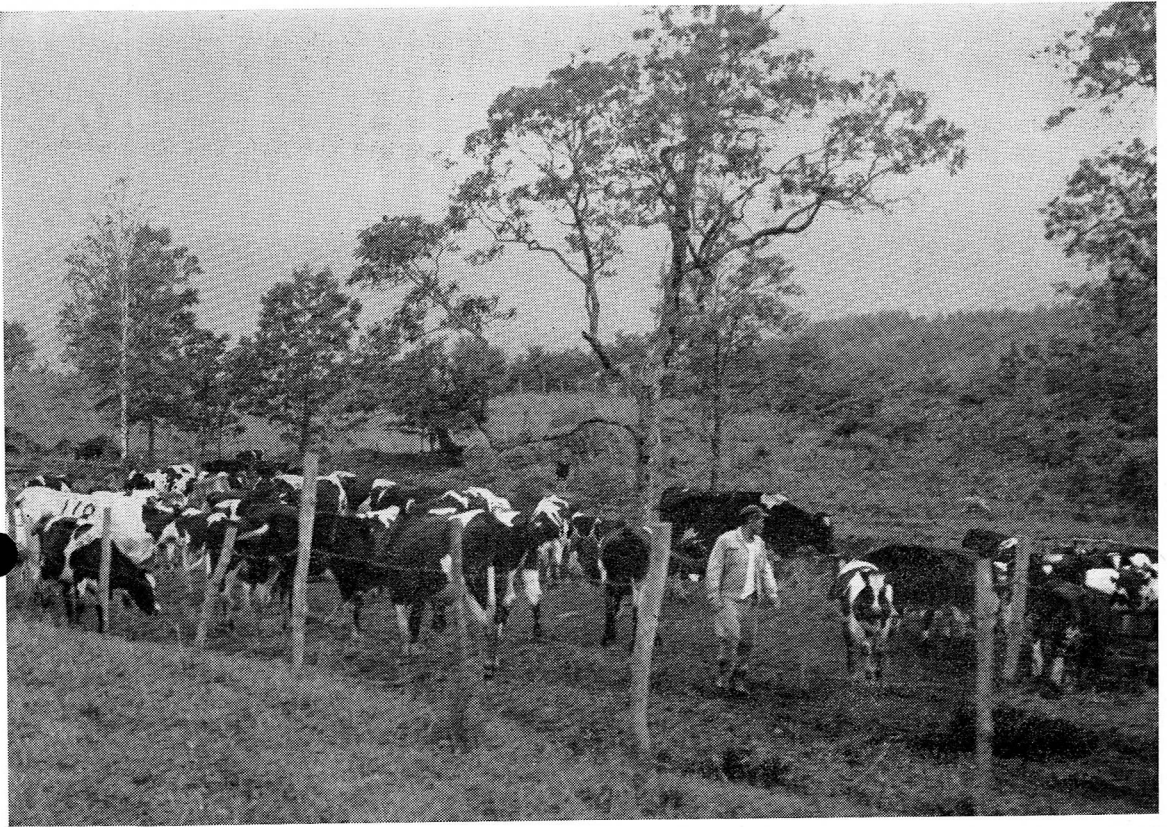
国営大規模草地を訪ねて……………

三

〈表紙写真〉 公共育成牧場



近年公共草地での集団育成が各地で盛んになっており、預ける農家側は周年預託を望む場合が多く、規模が大きくなれば、冬期貯蔵飼料の調整が大変である。北海道は全国の育成牛供給基地としての役割も大きい。



上士幌町當清水谷牧場における預託育成牛の集団検診の状況

約、二・九一倍)。この牧草地の造成は③にも明記されているように、個別農家、草地改良事業、開拓パイロット事業の三つの推進母体によって達成されねばならぬものであるが、われわれが本稿でとりあげようとする乳牛の公共育成牧場は、草地改良事業の主要内容をなすものである。

公共草地ないし公共育成牧場といわれるものは、あまり外国でも例をみないような草地利用の管理・運営形態であって、「農家にとってもっとも不経済な部門である乳牛や肉牛の育成段階を、市町村や農協などの地方公共団体が農家にかわって、大規模放牧・舎飼いによって能率を高めて担当するもの」と定義づけられている。乳牛飼養農家は育成牛を夏期ないし周年にわたって公共牧場に預けることにより、それだけ飼料や労働力の不足を解消することができ、多くのばあい自分達の成牛頭数の増加をはかることが可能になるであろうという考えで育成牧場が作られている。この意味で、六九万頭という目標頭数確保のための有力な増殖基地となることが期待されているのである。

一般に公共育成牧場といういかにも近代的な感じがするが、北海道においてはその内容は種々雑多であって、最近の草地改良事業で作られたようなものは、確かに外国にもほこりうるような施設をもっているが、それはまだひとつかみの存在にすぎず、大部分はかつての馬の共同放牧場を牛に切りかえたという程度にすぎないものである。草地改良事業において国の意図する

公共育成牧場は、前述したような趣旨からすれば、放牧と舎飼いの両施設をもち、育成技術も少なくとも農家に劣らず、種付けも行なうものでなければならぬが、そのような牧場は広尾、音別、中標津、八雲、白金、雄武など全部で一〇指にみえない。大部分は野草主体の共同放牧場の段階に止まっている。

かつて北海道農務部畜産課が、北海道の全公共草地を調査したところ、その総数は昭和四一年において三〇九カ所で、うち放牧利用か採草利用かを問わずともかく乳牛のために用いられているところが二二カ所（七二割）で、このうち乳牛の預託を行なっていることが確認されたものが二〇七カ所で、その内容は第一表に掲げられている。全平均で見ると、一牧場当り面積は一八五割で、この二二割が改良草地となっているにすぎないということからも、多くの公共牧場といわれるものが国の期待する酪農近代化計画達成のためのとりでの役割を果たしうるような近代的育成牧場ではないことが知られよう。この意味からも、草地改良事業は今後ますます積極的に進められねばならぬ事業であることが判らう。

しかし、このことは既に存在する古い型の共同放牧場を、近代的なよそおいをこらした育成牧場に改良するということだけを意図すべきでないことも注意されねばならない。第一回は前述の調査結果に基づいた乳牛の公共草地の分布を示したものである。これを見て、多くの人は従来の育成牧場の分布が比較的適正なものであると感ず

業は旧来の牧場の改良に止まらず、全道の視野からみた配置計画の再検討の上において進められねばならないと思う。

二 将来必要な育成牧場の数

北海道の酪農近代化計画は、その出発の第一年目からつづいてきている。第二表は目標頭数六九万頭の年次別計画頭数とその実績を示している。計画を大幅に下廻る頭数しか増加していないことが判るであろう。四六年度末で六九万頭を達成することは殆んど不可能と思われる。しかし乳製品の需要予測に基づいて作られた近代化計画であらう。そこで「六九万頭という目標が達成された暁において」という仮定を立てて、将来北海道においてどの位の数の育成牧場が必要かという試算をしてみよう。

近代化計画によると四六年度末乳牛総数の月令別構成は、一二月月令未満約一四万一千頭、一三～二四ヵ月令一〇万六千頭、二五ヵ月令以上四四万三千頭の合計六九万頭となっている。いま北海道の成牛頭数がこの四四万三千頭の水準のままで推移するという想定すると、この頭数を維持するためには、成牛の斃死廃用率を〇・一四二(近代化計画の数値)とすると、年々約六・三万頭の補充牛が必要となる勘定である。他方四六年度末に一三～二四ヵ月令にあった牛も、一年の間にはその半数が成牛となり分娩すると考えられるし、また二四ヵ月令以上の牛は全頭が分娩可能牛とみなされる。そ

第2表 北海道における酪農近代化計画の計画頭数と実績

計 画 年 次	計 画 頭 数 (千頭)	実 績 頭 数 (千頭)
昭和 40 年		321.7
41	377.8	339.4
42	438.6	??
43	506.1	??
44	584.2	??
45	614.2	??
46	690.0	??

注) 計画頭数は各年度末頭数
実績は40年については、41年2月
41年については42年2月現在

こでメスの生産率を〇・三九三九とすると、年間メス分娩頭数は次のように計算される。

$$0.3939 \times (106千頭 + 2 + 443千頭) = 195千頭$$

したがって195千頭-63千頭=132千頭のメス牛が毎年あまつてくるということになる。いいかえれば、これだけ乳牛を年々道外に移出できるといことである。これは幼令牛で売られてもよし、また初妊牛とし販売されてもよいが、最近の相場からすれば、育成牧場に預けて育成し、初妊牛で売った方がはるかに有利となる(一頭当り三万円以上の純収益が得られよう)。この頃には、育成牧場を利用することの有利性が農家の間に知れわたり、恐らく大部分の農家が、牧場を経由して販売することになる。ところで、各地の育成牧場は六ヵ月令～二四ヵ月令の預託育成を行なっているから、目標達成後の任意の一年をとって、預託可能牛は132千頭(12～

24ヵ月令) + $\frac{7}{12} \times 132千頭(6ヵ月～12ヵ月令) = 2175頭$ ということになる。この牛全部が牧場に収容されるとすれば、公共育成牧場の平均収容規模を三〇〇頭としたとき、道外移出の育成基地用の牧場が七〇〇カ所必要ということになる。試みに改良草地面積で表わすと、草地の反収三、五として体重四一〇キの牛を年間飼養するのに必要な面積は約〇・七七と推定されるので、二一萬頭では一四・七万キの改良草地が必要ということになる。

ところで六九万頭の乳牛総数を維持していくのに必要な補充牛頭数は年間六、三万頭という計算は既に求めた。もしこれらの道内補充牛を農家が全部牧場に預けるといことになると、育成牧場への預託適格牛は約一〇万頭(6.3(1+7/12))となる。この分の必要牧場数は約三三〇カ所、必要草地面積は七万キとなる。

全く理想的な状態を考えると、両方の預託需要を合わせて二二・七万キの改良地からなる約一〇〇カ所の牧場(三〇〇頭収容)が必要となる計算である。従って数万キという現状の公共草地では、将来はとも足りないという、草地造成事業関係者にとって嬉しくなるような結論が出てくるのである。

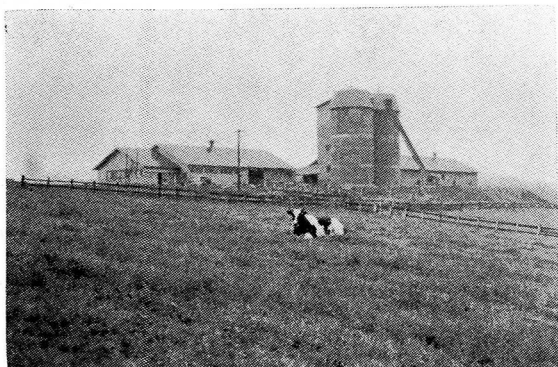
三 将来における育成牧場の役割

酪農近代化計画よりもっとと長期的な視点に立つたばあい、公共育成牧場の役割りはどのようにかわるのか。一つことは、草

地改良事業担当者にとっても、牧場を管理運営する地方公共団体にとっても重大な関心事に相異なるだろう。そこでこれまでの調査研究をもとにして、長期的展望を試みることにしよう。

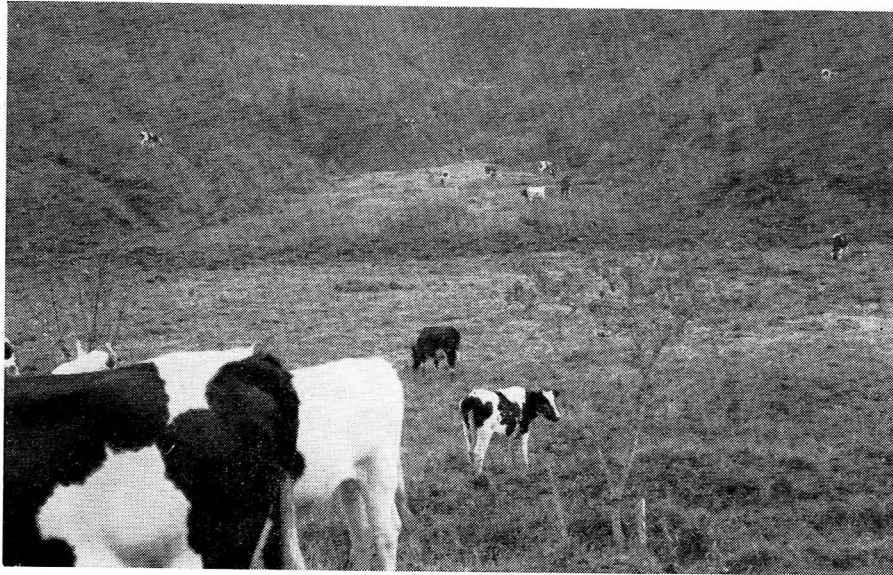
(1) 公共育成牧場は府県への乳牛供給基地となる。

このような結論は、前述の試算からも出てくるが、府県の酪農とくに大都市近郊酪農では、その飼養規模は急激にふえているが、土地や労働力を比例的に増加しえないので、後継牛の育成・獲得の困難性が増大している。これらの近郊酪農は、農産物加工工業(ビール、澱粉、トマトジュース、ケチャップ、その他)の発展について、その加工残渣を利用したいわゆる粕酪農にかわりつつあり、飼料安と乳価高に支えら



道営雄武放牧利用模範施設の牛舎とサイロ

れて飼養規模も飛躍的に増大してきている。この酪農は別名「腹しぼり」といわれるもので、その経営の維持のためにはたえずまとまった数の成牛が供給し続けられねばならない。つまり、育成牧を供給する本来的酪農地帯と手を組まねば成立し続けることは不可能なものである。この意味で府



音別町(北海道釧路支庁)育成牧場の放牧風景

県における農の進展につれて、当然北海道牛への需要は益々強くなり、北海道はこれらへの乳牛の供給基地としての性格をより強く担わされることになろう。このばあい、北海道の酪農経営自体も多頭化しているから、販売用の子牛の育成まで自家で遂行することはできず、これらの多くは公共

育成牧場に預託された後に府県に供給されていくであろう。

(2) 府県預託牛の育成基地としての役割も強まろう。

さいきんにおける府県から北海道の公共育成牧場への預託希望は著しく強まってきている。例えば神奈川県などははっきりして、「坪三万円以下の土地が見当たらないようなわが県では、育成牧場を地元で作ることは全く考えられず、多少の補助金を預託農家に出示しても、よその県に預けた方が経済的だ」と割切っている。一腹しぼり経営にとつて、たえず乳牛が更新されることが必要であるから、その更新牛が容易に集まらないとい

うことになれば、当然自給牛を預託育成することによって、後継牛を確保するという方向も出てこよう。将来はこのような動きがますます活発化して、北海道の公共育成牧場への府県からの預託希望は強まると思われる。神奈川県では数年前から、長野県羽根村に施設補助費をして預託牧場を作っていることから考えても、将来北海道に府県営の育成牧場が進出するというのも考えられる。農林省としても、広域利用を推進する方針に立っているので、乳牛育成をめぐる北海道・府県間の地域間分業は広範に成立することであろう。

(3) 育成牧場の市町村から農協への移管は進もう。

電気、ガス、水道といった地元全住民が受益し、公共性の高いものについては市町村という行政機関がこれを運営する理由も理解できるが、育成牧場という部分的な受益者しかもたないものを、地方自治体が運営することには疑問がある。育成牧場は、作りさえすれば希望者が殺到するというものではなく、需要が不特定であり、料金をとって相手に経済的な反対給付をせねばならぬ組織であるから、企業感覚が強く望まれる。市町村の手によって牧場が管理されているということは次のような欠陥をもつ。(1)役所の機構からみても、企業原則を貫ぬいて健全な運営をすることは困難が多い。(2)育成牧場の管理運営の繁雑さから市町村の農林行政に手抜きができる。(3)町村議会からの制約や役所機構によって弾力的な管理運営ができない。(4)育成牧場の赤字

が無関係な住民に影響をもってくる。

このように考えてくると、農協こそ最も適当な管理機関であることがすぐ思いつくであろう。育成牧場が出来たことによる経済効果の殆んどは、農協へと流れているのである。育成牧場によって地元牛がふえるとすれば、農協にとって次のような波及効果がある。(1)乳代の手数料がふえる(2)購入飼料費の手数料がふえる(3)個別経営の多頭化を招き、資金需要をまし、利子収入がふえる(4)牛の売買手数料の増加などである。農協が農民のための経済団体であり、且つ育成牧場の経済効果のすべてが農協に流れるという点からも、育成牧場の農協移管は当然の方向と思われる。ただ、多くの農協は各地の育成牧場で問題化している大幅赤字の故にしりごみしているのである。

(4) 初生犢から成牛までの一貫育成となる

殆んど大部分の公共育成牧場は、放牧専門牧場であり、秋になれば牛は農家に戻されるから、農家に見れば育成牛を牧場に預けて成牛だけを畜舎につなぐということとはできない。また、もつとも手のかかる初生から六ヶ月令の、いわゆる哺乳期間については、殆んどは牧場では育成を引受けていない。これでは前述したような育成牧場の本来の役割りは果せない。道内の一、二の牧場では、一貫育成の体制を作っており、将来は多くの牧場もその方向に動くものと考えられる。